

# 年金 だより



## 国民年金保険料の口座振替について

国民年金保険料の納付には、口座振替がご利用できます。口座振替をご利用すると、保険料が自動的に引き落とされるので金融機関などに行く手間が省けるうえ、納め忘れもなく、とても便利です。

口座振替をご希望の方は、「口座振替申出書」に必要事項を記入、押印（金融機関届出印）し、口座振替を行う口座のある金融機関（ゆうちょ銀行を含む）の窓口または年金事務所に提出してください。

また、口座振替には当月分保険料を当月末に振替納付することにより、月々50円引きされる早割制度や現金納付よりも割引額が多い6か月前納、1年前納、2年前納もあります。

※「口座振替申出書」は、年金事務所の窓口や日本年金機構ホームページ、役場年金担当窓口にあります。

### ●口座振替での前納のお申し込みはお早めに

口座振替での6か月前納、1年前納、2年前納の締め切りは2月末です。

※すでに口座振替で前納されている方は、再度のお申し込みの必要はありません。

ただし、1年前納から2年前納への変更など、振替方法を変更される場合は、再度お申し込みが必要です。

※保険料が一部免除された方は、口座振替の前納制度はご利用できません。

※年金事務所へ郵送での手続きもできます。郵送の場合は提出期限内に届くように、余裕を持って手続きをお願いします。（〒010-8565 秋田市保戸野鉄砲町5-20 日本年金機構秋田年金事務所）

## 国民年金保険料を経済的に納めることが難しいとき

保険料が納め忘れの状態、万が一、障がいや死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除または猶予となる「保険料免除制度」や「(50歳未満)納付猶予制度」がありますので、役場年金担当窓口で手続きをしてください。

### 「保険料免除制度」

所得が少なく本人、世帯主、配偶者の前年所得（1月から6月分の申請をされる場合は前々年所得）が一定額以下の場合や失業した場合など、国民年金保険料を納めることが経済的に困難な場合は、ご本人から申請書を提出いただき、申請後に承認されると保険料の納付が免除になります。

### 「保険料納付猶予制度」

20歳から50歳未満の方で、本人、配偶者の前年所得（1月から6月分の申請をされる場合は前々年所得）が一定以下の場合には、ご本人から申請書を提出いただき、申請後に承認されると保険料の納付が猶予されます。

国民年金受給予定者を対象にした相談を年金窓口で行っています。お気軽にご相談ください。



◆問い合わせ先 秋田年金事務所 ☎018-865-2392 健康推進課医療年金係 ☎85-2137  
琴丘支所 ☎87-3516 山本支所 ☎83-2115

### 広告

PETは飼い主を選ぶことができません。

飼い主は最後まで面倒を見て差し上げてください。

ペットもお墓参りを期待しております。

待っています！

年中無休

**PET rest メモリアルパーク 霊園部**

動物取扱責任者 中村 厚志 能代市中沢字瓶根2-5 TEL0185-58-5000 ホームページ <http://www.pet-rest.com/>

### 火葬価格 真心込めてご供養のお手伝いをします

- 小動物(小鳥、その他) 6,300円
  - 中型犬 16,200円
  - エキゾチックアニマル 10,500円
  - 大型犬 21,450円
  - 超小型犬、猫 13,650円
  - 特別大型犬 24,150円
  - 小型犬 14,700円
- 詳しくはお問い合わせください。

保管(ホテル) 動-19-10 H30年4月更新 有効期限 H35年4月16日  
販売 動-19-19 H30年4月更新 有効期限 H35年4月16日  
貸し出し 動-19-11 H30年4月更新 有効期限 H35年4月16日  
展示 動-19-12 H30年4月更新 有効期限 H35年4月16日  
その他譲受飼養許可(老犬ホーム) 動-19-13 H30年4月更新 有効期限 H35年4月16日